

令和8年度熊本市移住促進プロモーション等実施業務委託 基本仕様書

1 業務名

令和8年度熊本市移住促進プロモーション等実施業務委託

2 業務の目的

熊本市への移住に興味がある県外在住の者に対し、移住促進イベント及び熊本市への移住に関するプロモーション広報を実施することで、熊本市、熊本市移住サポートデスク及び熊本市公式移住情報サイト「熊本はどう？」の認知度向上を図るとともに、熊本市での暮らしに関する魅力や移住促進の取組等を効果的に情報発信し、熊本市移住サポートデスク登録者への誘引とその後の支援による移住の達成のきっかけとなることを目的とする。

3 対象（ターゲット）

- (1) 年齢層：20～30 歳代
- (2) 居住地：熊本県外。ただし、東京圏在住者及び福岡在住者をメインターゲットとする。
- (3) 属性：熊本市をはじめ、地方での就業及び起業を希望する者及びその家族。

4 語句の定義

- (1) サポートデスク

熊本市移住サポートデスクをいう。

サポートデスクの主な取り組みについては以下を参照すること。

<https://kumamoto.jp/supportdesk>

- (2) 本市移住サイト

熊本市公式移住情報サイト「熊本はどう？」をいう。

<https://kumamoto.jp/>

- (3) SNS 等

Instagram、Facebook、X（旧 Twitter）及び熊本はどう？熊本市公式移住 LINE をいう。

- (4) 移住イベント等

移住イベント等については以下のものをいう。

①移住イベント

地方移住や熊本市に関心を有する者を広く対象として、熊本市の魅力、サポートデスク等に関する情報発信を行い、熊本市への移住を検討するきっかけづくりや認知度向上を目的としたイベント。

②移住セミナー

熊本市への移住に関心を有し、具体的な検討段階にある方を主な対象として、移住後の暮らしや仕事、住まい等に関する情報提供や個別相談等を行い、熊本市への移住を具体化・促進することを目的としたセミナー。

5 履行場所

熊本市、東京都、福岡県

6 履行期間

契約締結日～令和9年（2027年）3月31日

7 業務概要

「2 業務の目的」が達成されるよう、次に掲げる業務を実施すること。

- (1) サポートデスクの認知度向上とその利用促進につながる WEB プロモーション広報等の実施
- (2) 東京都及び福岡県での移住イベント等の開催及び広報の実施

8 成果目標

本事業を行うにあたり、履行期間において、以下の成果目標を達成できるよう、効果的かつ独自の工夫を行うこととする。(1)～(4)については本市で実績を把握する。

- (1) 熊本はどう公式 Instagram の新規登録者 年間 80 人以上
- (2) 熊本はどう公式 LINE の新規登録者 年間 80 人以上
- (3) サポートデスクへの新規登録者 年間 130 人以上
- (4) 本市移住サイト PV 数 月間 17,000PV 以上
- (5) 7(2)に記載した移住イベント等の参加者数
 - ・移住イベント 200 人以上（2 回のイベントの合計人数）
 - ・移住セミナー 20 人以上

9 業務の詳細

- (1) サポートデスクの認知度向上とその利用促進につながる WEB プロモーション広報等の実施
 - ・ サポートデスクの認知度向上及びサポートデスクの支援内容等を発信するため、契約後速やかに WEB 及び SNS 等を使った広告を行い、契約期間中継続して実施すること。
 - ・ 広告方法については、移住希望者の意向度（検討段階・行動段階等）や関心分野、情報接触行動を的確に把握したうえで、最適な広告媒体の選定、配信手法、想定される広告効果を検討すること。その検討結果を踏まえ、各手法の有効性や期待効果を理由とともに整理し、実効性の高いサイト広報の提案を行うこと。また、本市移住サイトの構成を踏まえたうえで、適宜活用した広告も行うこと。
 - ・ 本業務委託とは別に、30 秒程度で熊本市での生活や働く人にフォーカスした移住プロモーション動画を作成予定であり、当該動画を使用した広告は可能である。なお、当該動画の制作は本業務には含まれず、動画の納品は年度後半を予定している。
- (2) 東京都及び福岡県での移住イベント等の開催及び広報の実施
 - ・ 以下の移住イベント等を最低各 1 回対面形式で実施すること。

	開催地	種別	対象者	目的
1	東京都	移住	漠然と移住を検討し始めた方等	本市の魅力発信及び

		イベント		認知度向上
2	東京都	移住 セミナー	具体的に移住を検討している方等	本市への移住意向の 向上、前倒し検討
3	福岡県	移住 イベント	本市に関心のある方や移住に前向きである が具体的な検討まで至っていない方等	本市での暮らしを想 起させる

- ・ 各回、サポートデスク及びサポートデスクの支援内容の魅力を十分に伝え認知度を向上させるとともに、イベント後も情報発信や相談対応などのつながりを維持するために、サポートデスクやSNS等への登録を誘引する取組を実施すること。
- ・ 各移住イベント等について、対象者を明確にし、具体的な日時、開催場所、実施内容、実施効果等について理由を付しつつ提案すること。日時、開催場所については、市と協議のうえ決定するものとする。
- ・ 開催場所は天候に左右されない場所を選定すること。
- ・ 2の東京都で開催する移住セミナーについては、ふるさと回帰センター（会場費は本市負担）を想定しているが、実施内容・実施効果等を考慮して、別会場を選定することも可能とする。ただし、その場合の費用負担は受託者負担とする。
- ・ 「8 成果目標(5)」を達成するために移住イベント等の効果的な広告手法（WEB 及び SNS）と集客方法を提案すること。
- ・ 移住イベント等の運営に係る会場、資機材、人員等については、受託者で手配すること。
- ・ 移住イベント等でPR用のノベルティを用意する場合は、本委託イベント以外でもノベルティを使用する必要があるため、合計600セット以上用意すること。

10 実績報告

当該契約末日までに、各事業の実績（イベント実施内容・参加者数・広報結果等）について報告書を、電子データ（電子メールでの送付も可）及び紙媒体で1部提出する。

また、実績を踏まえ、今後の効果的なイベント及び広告手法について助言があれば記載すること。

11 その他

- (1) 写真・イラスト・デザイン等（以下「写真等」という）を使用する場合は、原則、受託者において作成・収集・手配するものとし、著作権等の課題をクリアしたものを利用すること。
- (2) 原則、本事業において使用する物品、資機材等の一切は、受託者が用意すること。
- (3) 会場使用料、人件費、資器材等の費用、各種手配費用、謝礼、取材協力費等が必要な場合は、委託料の中から支出すること。
- (4) 本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて熊本市に帰属するものとし、受託者は熊本市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用してはならない。
- (5) 受託者は、本業務において知り得た情報について他人に漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 業務の実施にあたっては、熊本市（雇用対策課）と綿密な連携を図ること。

- (7) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は、受託者が負担する。
- (8) 本仕様書に記載が無い事項について、疑義が生じた場合は熊本市及び受託者ともに十分協議の上、解決するものとする。